

「保険証廃止」福島県議会への請願 ⇒ 不採択(前回報告)

市町村議会への請願・陳情(県労連キャラバンにて要請行動)

⇒結果

02~03

震災・原発事故から13年

04~19

放出されるのはトリチウムだけではない。62核種とC-14の64核種あり ⇒69に

事故由来であり、稼働原発で放出しているトリチウムとは違う

ALPS処理済であっても核種毎の測定はしておらず、薄めても安全性を担保しない

そもそも、総量が多い。たとえ薄めたとしても

放出してもタンクが減ることはない

地下水の流入は止まっていない。広域遮水壁・集水井などの提案を受け入れていない。

トリチウムは60年で97%低減可能

福島県漁連との約束「関係者の理解なしに処分しない」

風評対策が生業支援に結びついていない

東京電力にたいする事故前から続く県民の「不信任感」

「福島円卓会議」の開催

国会議員への要請

署名の推進

「ALPS処理汚染水の海洋放出を差し止めるための訴訟」

「県民版 原発災害からの復興ビジョン」の提案

だれ一人 取り残されることがないために

県政への要望等

教育現場におけるALPS処理水の理解醸成に向けた取組の更なる強化を求める意見書

(自由民主党福島県議団提出)

反対(日本共産党 4、れいわ推薦無所属 1) 退席(県民連合 2)=立憲

県立高教組による見解

20~28

県内新型コロナの状況

29~29

福島県内「定点観測」から

(参考)インフルエンザ発生動向

学校給食費の無料化を求める運動

30~31

# 県社保協「健康保険証廃止の中止を求める陳情書」「すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情」結果

		保険証	処遇改善
県北	福島市	不採択	採択
	二本松市	不採択	採択
	伊達市	不採択	採択
	本宮市	不採択	採択
	伊達郡 桑折町	趣旨採択	採択
	国見町		
	川俣町	不採択	採択
安達郡	大玉村	採択	採択
県中	郡山市	不採択	
	須賀川市		
	田村市	不採択	採択
	岩瀬郡 鏡石町	不採択	採択
	天栄村	不採択	採択
	石川郡 石川町	継続審査	採択
	玉川村		
	平田村	不採択	採択
	浅川町		
	古殿町		
田村郡	三春町	採択	採択
小野町			
県南	白河市	不採択	採択
	西白河郡 西郷村	採択	採択
	泉崎村	不採択	採択
	中島村	採択	採択
	矢吹町		
東白川郡	棚倉町		
	矢祭町		
	塙町		
	鮫川村		
会津	会津若松市	不採択	
	喜多方市	採択	採択
	耶麻郡 北塩原村	不採択	趣旨採択
	西会津町		
	磐梯町		
	猪苗代町		
	河沼郡 会津坂下町	採択	採択
湯川村	議員配布のみ	採択	

	柳津町	不採択	不採択
大沼郡	三島町		採択
	金山町	採択	採択
	昭和村	不採択	採択
	会津美里町	継続審査	継続審査
南会津郡	下郷町		
	桧枝岐村		
	只見町		
	南会津町		
相双	相馬市		
	南相馬市		
双葉郡	広野町	議員配布のみ	議員配布のみ
	檜葉町		
	富岡町		
	川内村		
	大熊町		
	双葉町		
	浪江町		
	葛尾村	採択	採択
相馬郡	新地町		
	飯館村		
いわき	いわき市		

採択9	採択25
継続審査2	継続審査1
議員配布のみ2	議員配布のみ1
不採択16	不採択1

## ふくしま復興共同センター第206回事務局会議 (2024.3.18)

野木	佐藤晃	佐々木	渡辺	福商連	村上	佐藤大	岩淵	宮本	藤倉	七海

オブ :

出席 人

### <経過>

- ・2月19日 第205回事務局会議 (10人)
- ・2月22日 全国災対連世話人会議 (村上)
- ・2月26日 海洋放出開始から6か月宣伝行動 (9人)
- ・2月28日 海洋放出第4回目強行への抗議・宣伝行動 (11人)
- ・3月3日 原発のない福島を！県民大集会第3回実行委員会 (野木)
- ・3月4日 海洋放出差し止め訴訟・第1回口頭弁論 (野木、150人)  
→原告4人、弁護団4人が意見陳述。次回は6月13日午後2時30分から。
- ・3月6日 「原発事故から13年・福島からのメッセージ」の発表
- ・3月9日 原発ゼロめざす新宿パレード (全体400人、福島県から17人)  
「なくせ原発、地域住民本位の震災復興を」秋田県中央集会 (渡辺、30人)  
3・11メモリアルアクション～原発のない新しい福井へ  
(野木ビデオメッセージ)
- ・3月11日 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故から13年、
- ・3月12日 原発イレブン行動=13年にあたっての宣伝行動 (8人)
- ・3月13日 原発のない福島を！県民大集会・記者会見 (野木)
- ・3月16日 2024原発のない福島を！県民大集会  
→参加者は、県内700人、県外400人、計1100人。「福島からの発信」は、佐藤晴夫さん (磐城森林管理署職員)、今野秀則さん (福島原発事故津島訴訟原告団)、鶴島綾子さん (絆診療所、管理栄養士・前県栄養士会相双支部長)、佐藤弥右衛門さん (会津電力株式会社特別顧問)
- ・3月18日 原発をなくす全国連絡会事務局会議 (野木)

### <情勢、動き—新聞コピー—参照>

#### \*被害状況即報 (3月4日、福島県発表)

<人的被害>直接死1,605人 関連死2,343人 (4人増=楡葉町2人、双葉町2人)

<避難状況>県内5,993人、県外20,279人、避難先不明5人、計26,277人

#### (1) 廃炉、海洋放出

- ・3月8日 原子力損害賠償・廃炉等支援機構が、福島第一原発3号機の溶融核燃料 (デブリ) 取り出し工法について、気中に露出したまま取り出す工法 (気中工法) と、充填材で固めて掘削する工法 (充填固化工法) の組み合わせですすめる報告書をまとめた。
- ・3月11日東京新聞記事 「原発処理水を放出しても『汚染水』の発生は続く ゼロへの道筋を示せない東京電力 漁業者『不安増している』」

・2月23日 共同通信調べ。全漁連に加わる都道府県レベルの42漁連・漁協にアンケートを実施した。回答した36団体のうち29団体(80.6%)が風評被害について「あった」「どちらかといえばあった」と回答した。

## (2) 避難者、賠償

・3月6日 避難者らの医療費や介護保険料などを減免する特例措置の縮小について、2019年4月以降に避難指示が解除された6町村(大熊、双葉、葛尾、浪江、富岡、飯館)の一部地域が新たに対象になる。2028年度から。

・3月14日 ADR(裁判外紛争解決手続き)の決裂をうけ、浪江町民721人が国と東京電力に慰謝料など88億5千万円の損害賠償を求めた集団訴訟の第一陣で、和解が成立した。昨年6月の結審後、訴えを取り下げた25人を除く696人全員と和解。国への訴えは取り下げた。

・3月12日赤旗 「切り捨てられる原発事故被害」(立教大学教授・関礼子さん)

・3月11日～12日赤旗連載 「最高裁判事と巨大法律事務所と国、原子力村の結びつき」

(ジャーナリスト 後藤秀典さんに聞く)

## 1. 「能登半島地震」への対応

### (1) 現状

・石川県では、死者241人、うち災害関連死15人、安否不明5人。451か所の避難所に9,758人が避難。

### (2) 当面の対応

①引き続き、救援募金にとりくむ。

②2月22日から、羽咋市に「共同支援センター」が発足する。現地からの要望をふまえながら、支援にとりくむ。

③地震を通じて明らかになった問題(災害対策予算増、「被災者生活再建支援法」抜本改正、「原発ゼロ」の必要性)について、世論を継続して広げていく。

## 2. ALPS処理水海洋放出中止にむけたとりくみ

### (1) この間の動き

・3月17日、今年度第4回目の海洋放出が終了。3月15日深夜の地震で手動で停止したが、再開。

・「2月7日政府交渉」の宿題に対する回答(別紙参照)。

### (2) 当面のとりくみについて

#### ①東京電力交渉の設定

・「2月7日の汚染水漏えい事故」「2024年度海洋放出計画(素案)」をテーマに、説明と質疑を行う。

・参加人数は事務局程度とする。

・会場は、東京電力福島事務所の会議室(日本生命ビル内)

・日時は、4月4、5、11、12、18、19のいずれかで。時間は午後から1時間程度。

#### ②海洋放出開始から7か月の宣伝署名行動

・3月26日(火) 昼12:15～、AXCビル前で。

③引き続き署名を推進する。

- ・原発をなくす全国連絡会と共同で、5月末から6月初めに「第2回提出行動」を実施する。  
内容（案）として、署名提出+政府・東電交渉、柴崎先生の学習会・院内集会
- ・来年秋の臨時国会で最終の提出行動を実施する。

④海洋放出開始から1年での集会・行動等の設定

8月24日（土）に何かできないか。福島県内で開催し、中央からも参加するイメージ。

⑤「海洋放出差し止め訴訟」の支援

- ・第2回口頭弁論は6月13日（木）午後2時30分～、福島地裁。

(3) その他

### 3. 今後の全体的な運動について

(1) 2024年総会の開催

- ・総会は5～6月に開催する。
- ・運動方針、体制、財政などを協議する。

### 4. 今後の日程など

(1) 定例宣伝行動

- ・3月26日（火）海洋放出から7か月・中止を求める宣伝署名行動（12:15 AXCビル前）
- ・4月11日（木）大震災・原発事故から13年1か月の宣伝署名行動（12:15 AXCビル前）

(2) 今後の事務局会議

- ・4月は15日（月）午後2時～、オンラインで。
- ・5月は13日（月）午後2時～、オンラインで。
- ・6月は17日（月）午後2時～、オンラインで。

以上

# 原発をなくす全国連絡会 ニュース



原発をなくす全国連絡会

〒113-8465東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F

E-mail: [no-nukes@min-iren.gr.jp](mailto:no-nukes@min-iren.gr.jp)

HP: <https://www.no-genpatu.jp>



原発をなくす全国連絡会

## 地震大国に 原発いらない! 3.9原発ゼロ新宿パレード

東京電力福島第一原発事故から間もなく13年となる、3月9日に原発をなくす全国連絡会は、原発ゼロを求める新宿パレードを行い、約400人が参加しました。

出発集会で、全日本民医連事務局長の岸本さんは、「地震大国の日本に原発を動かせる場所はどこにもない、それが能登半島地震の教訓。いますぐすべての原発を廃炉にするようにも声上げて求めよう」「漁業者との約束を破り、福島県民と国民、諸外国からの声を踏みにじって強行されたALPS処理水の海洋放出もただちに中止させよう。」と主催者あいさつを行いました。

日本共産党衆議院議員の笠井さんは、「数万人の方々がふるさとに帰れず避難を余儀なくされ、生活と生業が奪われている。今も原発の被害は続いている。」「過酷事故が起こればたくさんの人生が狂われ、地域社会が崩壊する。原発は日本社会と共存できない。原発ゼロ実現に決意を固めあおう!」と呼びかけました。

今回は、福島から16人が参加。福島からの参加者を代表して、ふくしま復興共同センター代表委員の野木さんが発言しました。野木さんは、「事故から13年経つ今でも、原発廃炉の見通しが立っていない。時間が経つにつれ廃炉の困難は増している。2051年までに廃炉をめざす東電の計画は見直しが必要だ」と訴えました。また、ALPS処理水の海洋放出について「国と東電は30年で放出を終らせるというが、新たな汚染水の発生を抑える抜本的な対策されなければ70年かかる」と強調しました。さいごに、「原発事故は日本のどこであれ、再び起こしてはいけない。だからこそ岸田政権の原発推進政策への転換は許せない。福島第一原発事故の最大の教訓は、原発は直ちにゼロにすることだ」と訴えました。

北海道からも若者2人が参加。藤野さんは、「北海道は、泊原発や、核のごみ処分場調査といった原発問題を抱えている。福島そして全国のみなさんと一緒に頑張りたい」と決意を述べました。

その後、代々木二丁目あおい公園から、新宿駅近くの四季の路まで約400人でパレードを行いました。パレード参加者は、「日本のどこにも原発いらない」「すべての原発今すぐ廃炉」「原発ゼロの未来をつくろう」と声を上げ、原発ゼロをアピールして歩きました。

土曜の昼間ということで新宿は大変な人出でした。たくさんの市民に原発ゼロを求める声を届けることができました。ご参加ありがとうございました!



福島の参加者



パレードで市民にアピール



北海道の参加者

(写真はすべて民医連新聞提供)

### 連続学習会のご案内

### 6.17最高裁判決がもたらした問題点と今後の課題

日時

2024年4月3日(水) 17:00~18:15

講師

寺西俊一さん  
ノーモア原発公害市民連絡会 代表世話人

場所

全日本民医連8F会議室&オンライン

zoom⇒ <https://x.gd/ZXPcy> ID:88173411200 パスコード:nonukes

被害状況即報 (※3月4日、福島県発表)

4.被害の状況

(1)人的被害(令和6年2月1日現在)

単位:人

報数	市町村名	人的被害							備考		
		直接死	関連死	増減	死亡届発表	死者数計	増減	行方不明者数		重傷者	軽傷者
1763	福島市	6	11			17			2	17	平成23年4月7日、4月11日、7月25日、8月12日の余震による被害を含む
1761	二本松市		2			2				3	平成23年4月7日の余震による被害を含む
647	伊達市		1			1				3	平成23年4月7日の余震による被害を含む
	本宮市					0					
34	桑折町					0				1	
653	国見町	1				1				20	
1729	川俣町		29			29					
648	大玉村		1			1					
1680	郡山市	5	10		2	17			2	3	平成23年4月11日、7月31日、8月12日、平成24年7月12日の余震による被害を含む
1296	須賀川市	9	2		1	12				1	平成23年4月7日、4月11日の余震による被害を含む
1348	田村市		14			14			1	4	
534	鏡石町		2			2				2	
25	天栄村					0			2	1	
450	石川町		1			1				4	平成23年4月11日の余震による被害を含む
32	五川村					0				3	
	平田村					0					
14	浅川町					0				3	
	古殿町					0					
430	三春町		1			1				2	
	小野町					0					
61	白河市	12				12				2	
1466	西郷村	3	2			5				4	
	泉崎村					0					
	中島村					0					
45	矢吹町					0			1	6	
	棚倉町					0					
	矢祭町					0					
	塙町					0					
	鯉川村					0					
590	会津若松市	1	3			4				6	
	喜多方市					0					
	北塩原村					0					
	西会津町					0					
103	磐梯町					0				1	平成23年4月12日の余震による被害を含む
7	猪苗代町					0				1	
10	会津坂下町					0				1	
	湯川村					0					
	柳津町					0					
	三島町					0					
	金山町					0					
	昭和村					0					
10	会津美里町					0				1	
	下郷町					0					
	槽枝岐村					0					
	只見町					0					
37	両会津町					0			1		
1775	相馬市	439	29		19	487			4	7	平成23年4月7日の余震による被害を含む
1794	南相馬市	525	521		111	1,157			2	57	
1775	広野町	2	46		1	49					
1795	楢葉町	11	144	2	2	157			2	3	
1792	富岡町	18	456		6	480					
1794	川内村		103			103				2	平成29年10月6日の余震による被害を含む
1788	大熊町	12	131			143					
1795	双葉町	17	180	2	4	181					
1792	浪江町	151	443		31	625					
1768	葛尾村		42		1	43					
1205	新地町	100	9		10	119				3	
1681	飯館村		42		1	43				1	
1763	いわき市	293	138		37	468			3	1	平成23年4月11日の余震による被害を含む
	合計	1,605	2,343	4	226	4,174		0	20	163	

※1 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっていないが、死亡届等が出されている者  
 ※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっておらず、死亡届等も出ていない者



# 県内への避難状況

市町村別内訳	災害対策本部 (土木部) 令和4年12月31日現在								災害対策本部 (避難地域復興局) 令和4年12月31日現在		災害対策本部 (危機管理課) 令和4年2月1日現在		合計 人数
	仮設住宅		借上げ住宅 一般		借上げ住宅 特例(※1)		公営住宅(※2)		雇用促進住宅 公務員宿舍等(※4)		親戚・知人宅等 (※3)		
	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	人数	人数	
篠山市	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
国見町	0	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	0
森折町	0	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	0
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
須賀川市	0	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	0
田村市	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-	-	12	12
殿石町	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0
白河市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
西郷村	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
矢吹町	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-	0
新地町	0	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	0
相馬市	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	0
南相馬市	南相馬市	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	1,923	1,923
	相馬市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福島市	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	郡山市	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
会津若松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いわき市	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0
その他(伊達市、会津坂下町、小野町、玉川村、早田村、中島町、会津若松、喜多方市、会津美里町、矢吹町、湯前、南会津町、猪苗代町、石川町、北条町、三春町、天栄村、大玉村、二本松市、本宮市)													
川俣町	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-	-	152	152
飯館村	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	991	991
	伊達市	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	国見町	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	相馬市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大蔵町	郡山市	-	-	2	2	232	361	3	5	1	2	73	446
	会津若松市	0	0	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	喜多方市	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	いわき市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
薫岡町	郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161	161
	大玉村	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	田村市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三春町	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	いわき市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浪江町	二本松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	310	310
	福島市	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	相馬市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	森折町	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	郡山市	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	いわき市	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	南相馬市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	本宮市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西郷村	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
柳井町	会津若松市	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	774	774
	会津美里町	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	いわき市	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
広野町	広野町	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-	347	347
	いわき市	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
湯殿村	三春町	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	82	82
	郡山市	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
川内村	川内村	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-	441	441
	郡山市	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	田村市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	いわき市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
双葉町	福島市	0	0	3	3	122	176	0	0	1	2	169	354
	郡山市	3	4	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	白河市	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	会津若松市	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	猪苗代町	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	いわき市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	3 (※3)	4	7 (※3)	8	354 (※3)	527	3	5	2	4	5,435	5,893	

注) (※1)特例とは、自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の賃貸借契約を県との契約に切り替え、県借上げ住宅とする特例措置  
注) (※2)公営住宅: 県営住宅・市町村営住宅をいう。  
注) (※3)各市町村において確認できた人数を累計したものである。  
注) (※4)生活拠点課で集計したものである。  
注) (※5)親戚・知人宅、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数。(災害対策本部総括課で集計したものである。)  
注) 上記の「仮設住宅」～「親戚・知人宅等」に避難されている方を避難者として計上しています。自ら住宅取得した方や復興公営住宅等へ入居された方は含まれておりません。

# 福島県から県外への避難状況

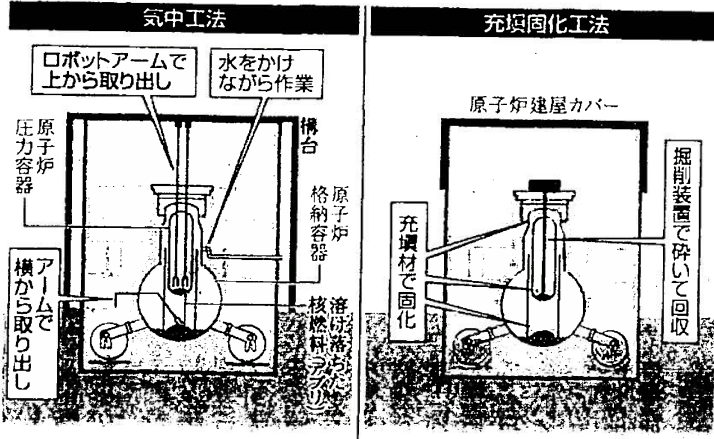
調査時点: 令和6年2月1日(木)

復興庁からのデータ提供: 令和6年3月1日(金)

地方名	都道府県	A 住宅等 (公営、仮設、 民間賃貸等)	B 親族・ 知人宅等	C 病院等	合計
北海道	北海道	351	189	6	546
東北	青森	18	85		103
	岩手	18	271	1	290
	宮城	554	634	4	1,192
	秋田	118	183		301
	山形	525	593	5	1,123
	福島				
関東	茨城	897	1,409	16	2,322
	栃木	357	789	4	1,150
	群馬	177	287	7	471
	埼玉	663	1,544	18	2,225
	千葉	472	792	7	1,271
	東京	1,086	1,154	10	2,250
	神奈川	41	1,130	4	1,175
中部	新潟	1,027	792	3	1,822
	富山	20	60		80
	石川	29	15	1	45
	福井	36	6		42
	山梨	268	106		374
	長野	243	160	1	404
	岐阜	45	69		114
	静岡	178	131		309
近畿	愛知	432	47	1	480
	三重	35	25		60
	滋賀	35	65		100
	京都	57	128		185
	大阪	109	111	1	221
	兵庫	193	105		298
	奈良	20	8		28
中国	和歌山	6	7		13
	鳥取	25	9		34
	島根	28	11	3	42
	岡山	78	89		167
	広島	70	117		187
四国	山口	19	13		32
	徳島	7	9		16
	香川	22	5		27
	愛媛	16	5		21
九州	高知	1	18		19
	福岡	208	72		280
	佐賀	32	6		38
	長崎	25	11		36
	熊本	8	41	2	51
	大分	42	5	2	49
沖縄	宮崎	90	59		149
	鹿児島	28	10		38
沖縄	沖縄	82	16	1	99
合計		8,791	11,391	97	20,279

※復興庁「全国の避難者等の数」調査のうち福島県分を抽出。

福島第1原発3号機のデブリ取り出し工法(イメージ)



# 「気中」 「充填固化工法」

## 3号機デブリ採取2工法併用案

### 廃炉機構報告書

2024.3.8 改訂

東京電力福島第1原発3号機の溶融核燃料(デブリ)取り出し工法をまとめた原子力損害賠償・廃炉等支援機構の報告書の全容が7日、判明した。気中に露出したまま取り出す工法と、充填材で固めて掘削する工法の組み合わせを有力案として提示。作業エリアでの放射線量低減が期待できるとした。東電に「できるだけ速やかに具体的な設計検討を開始するよう求めた。東電は3号機を念頭に、2030年代に大規模なデブリ取り出しを始める計画。機構はこれまで、「気中」と「充填固化工法」のほか、原子炉建屋全体を水で満たす「冠水」の三つの工法を提示し、長所と短所の整理を進めてきた。

第1原発1〜3号機に残るデブリは推計で880ト。冷却のため注水を続け、地下水和雨水と混ざって汚染水となり、多核種除去設備(ALPS)で浄化した後の処理水が増える原因となっている。

気中工法は、現状に近い状態のままデブリに水をかけながら取り出すため、作業開始が比較的早くなるが放射線量が極めて高く、遠隔操作技術の開発が課題となる。充填固化工法は充填材でデブリなどを固めるため、放射線量を低減できるが、充填材そのものが放射性廃棄物となる。冠水工

- #### デブリ取り出し工法報告書のポイント
- デブリ取り出しは中長期にわたる廃炉の成否を分ける
  - 気中工法は早期に作業が開始できるが、現場が高線量
  - 冠水工法は水遮蔽で線量を低減できるが、作業開始時期が最も遅い
  - 気中工法オプション(充填固化工法)は充填材による遮蔽などが期待できるが、廃棄物発生量が増大
  - 工法選定は全体としてみた迅速性を重視
  - 充填固化工法と気中工法を合わせた取り出しシナリオを想定すべきだ
  - 東京電力はできるだけ速やかに具体的な設計検討を開始する必要がある
  - 新たな情報が得られた場合は、ためらうことなく工法の見直しに取り組むべきだ

法は水によって放射線を遮蔽できるが、建屋を囲う構造物建設に長期間を要する。

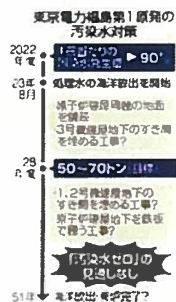
報告書では、デブリ取り出しが「中長期にわたる廃炉の成否を分ける」と強調し、工法選定は全体としての迅速性を重視するべきだとした。充填材の選定や回収方法について見通しが得られれば、気中工法との組み合わせが有力になると指摘。東電に「充填固化工法と気中工法を合わせた取り出しシナリオを想定すべきだ」とし、建屋の内部調査や工法の研究開発に取り組み必要があるとしている。

報告書はまた、取り出しには不確定要素が多く、新たな情報が得られた場合は、ためらうことなく工法の見直しに取り組むべきだとした。東電は24年10月までに2号機で試験的な採取を開始する計画。機構は今回の検討結果を参考に、2号機の本格的取り出し工法も別途検討するとしていた。

# 原発処理水を放出しても「汚染水」の発生は続く ゼロへの道筋を示せない東京電力 漁業者「不安 増している」

2024年3月11日 06:10(水)

世界最悪レベルの東京電力福島第1原発事故から11日で13年。事故当初から対応に追われてきた汚染水問題は、昨年8月に浄化処理した水の海洋放出が始まり、貯蔵タンクの限界という危機は回避された。ただ、毎日発生する汚染水を止めない限り、放出は続く。東電は「汚染水ゼロ」の計画を示しておらず、終わりなき放出となりかねない。（小野沢健太）



「海洋放出に反対であることはいささかも変わりはない」。処理水の放出が始まった昨年8月24日、全国漁業協同組合連合会（全漁連）は会長声明で政府や東電を批判し、「全国の漁業者の不安な思いは増している」と懸念を示した。

全漁連の不安は的中し、中国が日本産水産物の輸入を全面停止。これまでに東電が支払った風評被害の賠償額は40億円超に上る。東電の小早川智明社長は放出開始時、「理解を得る取り組みは、廃炉が終わったときに結論が出る」と述べた。処理水の放出を含め、事故収束作業を完了させることが「理解」につながるの考え方だ。

## ◆効果があきりしない凍土遮水壁

汚染水が増えないようにするには、原子炉建屋への雨水や地下水の流入を止めることが必要だ。東電は、建屋周囲の井戸から地下水をくみ上げて流入を抑えたり、地面を舗装して雨水が地中から入るのを抑えたりしている。1〜4号機の原子炉建屋周囲（全長1.5キロ）の地中に氷の壁を造り、地下水が建屋側に流れることを抑える凍土遮水壁もあるが、効果があるのかははっきりしない。

東電が今後の主な具体策として示しているのは、2028年度までに実施する地面の舗装と、3号機建屋地下のすき間を埋める工事の二つ。舗装は、凍土壁の内側で現状は50%の施工面積を80%へ広げる計画だが、建屋近くにはさまざまな構造物があり、それ以上の工事ができるかは不明だ。



処理水の海洋放出が続く東京電力福島第1原発=1月12日、福島県大熊町で、本社ヘリ「おおづる」から

### ◆すき間に充填剤、地下水流入止められるか

建屋地下のすき間は、原子炉建屋やタービン建屋などの建屋間で工事。地下のすき間から地下水が入り、配管の貫通部などから建屋内に流入していると想定し、すき間部分を10メートルほど掘って充填（じゅうてん）剤で埋める。

ただ、実際に地下水がどのように建屋内に入っているのかは分かっておらず、すき間工事の効果が発揮するのかは見通せない。

これらの対策で、22年度に1日約90トン発生した汚染水を、28年度には約50～70トンまで減らす計画。その先は数値目標がない。東電は将来的な対策として、建屋地下の周囲を鉄板で囲って地下水が入らないようにする工事などを模索するが、建屋近くで大規模工事ができるのかも分からない。

### ◆「2051年までの放出と廃炉の完了」絵空事になる恐れ

原子力規制委員会が策定する事故収束作業の目標工程でも、33年度までに建屋地下のすき間を埋める工事を1～3号機で終わらせることなどを盛り込むのにとどまる。政府や東電は51年までの放出と廃炉の完了を掲げる。だが、「汚染水ゼロ」への道筋が示せない現状では絵空事ではない。

**福島第1原発の汚染水** 1～3号機内の溶け落ちた核燃料（デブリ）に触れた冷却水が汚染水となり、建屋に流入する地下水や雨水と混ざって増える。汚染水は除染設備で放射性セシウムやストロンチウムを低減した後、多核種除去設備（ALPS）でトリチウムを除く大半の放射性物質を除去して貯蔵タンクに保管。処理水に大量の海水を混ぜ、トリチウム濃度を国の排水基準の40分の1未満にした上で、沖合約1キロの海底から放出している。

# 漁業風評 全国8割

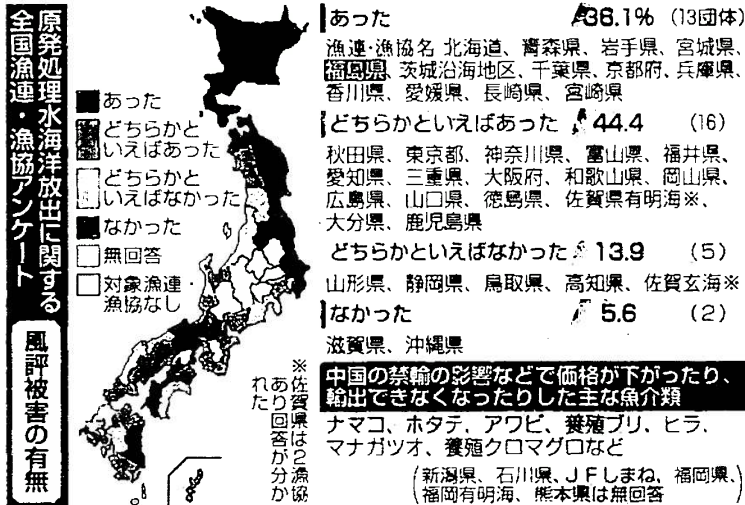
## 処理水放出半年

東京電力福島第一原発の処理水海洋放出が昨年8月に始まってから24日で半年となるのを前に、共同通信は、全国漁業協同組合連合会（全漁連）に加わる都道府県レベルの42漁連・漁協にアンケートを実施した。応じた36団体の80・6%に当たる29団体が風評被害を「あった」「どちらかといえばあった」と答えたことが23日、分かった。大多数は中国が日本産水産物の輸入を停止したことに伴う被害を挙げ、影響が国内各地に波及したことが浮き彫りになった。【3面に関連記事】

## 大多数は禁輸被害

一方で「禁輸以外の風評被害は確認されていない」（水産庁加工流通課）とい、国内市場で特定産地の魚が買い取りを拒否されたと訴える声はなかった。アンケートでは風評被害の有無について、本県や北海道など13団体（36・1%）

2024.2.24 R6



原産処理水海洋放出に関する風評被害の有無

複数回答で聞いた被害内容、養殖ブリなどを輸出できなくなった。次いで18団体が「魚介類の価格下落」と答へ、香港などにナマコやホタテ

らも中国などの禁輸が主な理由。価格が下がったものとしては、対中輸出の割合が高かったナマコが全国各地から、ホタテやアワビは東日本の産地から集まった。

政府には禁輸撤廃、東電には迅速な賠償を求める意見が目立った。青森県漁連は「賠償金の概算払いなども検討し、水産業者が資金繰りに窮しないよう速やかに対応を」と求めた。アンケートは今年1〜2月に実施。能登半島地震の被害対応に追われる石川県漁協など6団体は無回答だった。

### 科学的根拠ない批判

#### 県漁連、ナマコ値崩れ訴え

県漁連は「風評被害があった」と答へ、中国による禁輸措置の影響などでナマコの値段が下がり、ナマコを輸出できなくなった具体例を示した。

風評被害の内容として「漁業関係者が科学的根拠に基づかない批判を受け」「処理水に関するナマコに関する情報が流れた」ことも指摘した。

政府や東電の対策について、

日本政府が1月、参加してオンライン協議を開いていたことが分かった。複数の日中関係筋が23日、明らかにした。日本は中国による水産物の輸入停止措置の撤廃を求めているものの、目立った進展はなかった。

協議は非公表で、日本側は経済産業省や環境省の担

## 禁輸撤廃 進展なし

### 日中が非公表協議

日本、中国両政府が1月、参加してオンライン協議を開いていたことが分かった。複数の日中関係筋が23日、明らかにした。日本は中国による水産物の輸入停止措置の撤廃を求めているものの、目立った進展はなかった。

協議は非公表で、日本側は経済産業省や環境省の担

避難者保険料

# 6町村一部、減免縮小へ

## 28年度から段階的に

段階的に縮小し、2年後は完全廃止

東京電力福島第一原発事故による避難者らの医療費や介護保険料などを減免する特例措置の縮小を巡り、政府が2019年4月以降に避難指示が解除された6町村の一部地域を新たに対象とする方針を固めたことが6日分かった。28年度から全額免除の特例を段階的に縮小する方向で調整する見通し。

2020年度	大熊町の一部 (居住制限、避難指示解除準備 指示解除準備 両区域)
31年度	葛尾、大熊、双葉 各町村の一部 (特定復興再生 拠点区域など)
32年度	浪江、富岡、飯館 各町村の一部 (特定復興再生 拠点区域など)

縮小が始まる時期  
原発事故避難者の医療・介護費用全額  
免除見直しを主なスケジュール

# 13年

震災

【図】の通り。19年4月に一部地域のうち最も早い28年度に避難指示が解除された大熊町に保険料の免除額が半額となり、29年度の免除終了除準備両区域は6町村の一

今回の対象は大熊、双葉、葛尾、浪江、富岡、飯館の6町村の一部地域。3段階に分けて特例措置を縮小し①保険料の免除を全額から半額に縮小②保険料の免除終了③医療機関などの窓口負担の免除終了の順に進める。

現時点のスケジュールは

の免除がなくなる。  
県内6町村に設けられた特定復興再生拠点区域(復興拠点)も特例縮小の対象で、22年に復興拠点の避難指示が解除された葛尾、大熊、双葉の3町村では31年度に、23年に解除された浪江、富岡、飯館の3町村は32年度にそれぞれ保険料の免除額が半額となる。  
特例措置は、原発事故で避難指示などが出た13市町村に適用されている。  
17年4月以前に避難指示が解除された地域では23年度から段階的な縮小が始まり、一部の地域を除いて27年度末までに特例措置が終

# 浪江集団訴訟、和解成立

## ADRで決裂 第1陣原告696人と

2024.3.11 読

裁判外紛争解決手続き（ADR）の決裂を受け、東京電力福島第1原発事故で避難した浪江町民721人が国と東電に慰謝料など約88億5千万円の損害賠償を求めた第1陣の集団訴訟は14日、福島地裁（小川理佳裁判長）で原告側と東電の和解が成立した。今回和解したのは、昨年6月の結審後、訴えを取り下げた25人を除く696人全員。国



記者会見で「原告団に寄り添った結果だ」と話す鈴木 団長（左）14日午後、福島市

### 浪江ADR訴訟のこれまでの動き

年月	概要
2013年5月	浪江町民が慰謝料の増額などを求め、原子力損害賠償紛争解決センターにADR申し立て
14年3月	仲介委員が和解案提示
18年4月	ADR打ち切り
11月	ADR打ち切りを受け、町民109人が福島地裁に提訴（その後7次提訴まで。現在の原告は696人）
19年5月	第1回口頭弁論
22年5月	福島地裁が浪江町で現地進行協議
23年6月	第19回口頭弁論（弁論最終）結審
24年2月	福島地裁が和解勧告

への訴えは取り下げた。

原告側弁護団によると、原発事故を巡る同種訴訟での和解成立は4例目。

町は2013年5月、町民の約7割に当たる約1万5千人の代理人として慰謝料の増額などを求め、原子力損害賠償紛争解決センターに手続きを申し立てた。同センターの和解案に対して、東電が複数回拒否したことで18年4月に手続きは決裂。同年11月に町民が提訴した。

弁護団によると、今年2月、早期解決が望ましいとして福島地裁から和解勧告があった。昨年10月に地裁

いわき支部で双葉郡などの住民が和解したこともあり、原告間で和解する意思が固まったという。

弁護団によると、和解条項により賠償額は非公開だが、22年12月に見直された国の賠償基準「第5次追補」を超える額が設定されたという。東電による原告への謝罪なども盛り込まれた。また和解勧告書では、国の法的責任を問うことは困難だが、「国と東電は原発の防災対策の在り方を検討すべきだった」とし、22年6月の最高裁判決で判断しなかつた点まで言及した。

「馬場さんのおかげ」

原告側は和解協議後、福島市で記者会見を開いた。福

原発事故から13年、提訴から5年を経て迎えた一つの結論に鈴木正一原告団長

（78）は「訴訟の途中で亡くなった人もいて、多くの原告が早期解決を望んでいた。和解は苦渋の決断だが、原告団に寄り添った和解内容だ」と話した。賠償請求に尽力した故馬場有町長（当時）について「町長の導きがあったから和解を得られた」と話した。

和解を受け、原子力規制委員会の山中伸介委員長は「引き続き自然の脅威に向き合い、規制の不断の見直しに努めていく」と談話を発表した。

東電は「紛争の早期解決を目指して真摯に対応していく」とコメントした。



# 切り捨てられる原発事故被害

2024.3.12 東京

立教大学教授(環境社会学・地域環境論) 関 礼子 さん



せき・れいこ 立教大学教授(環境社会学・地域環境論)。著書に『新潟水保病をめぐる制度・表象・地域』、『福島原発事故は人びとに何をもちたのか—不可視化される被害、再生産される加害構造』(共編著)など。

東京電力福島第1原発事故から13年になりました。しかし政府が出した原子力緊急事態宣言は今なお解除されておらず、原発事故は現在進行

形です。事故の被害を長年調査している関礼子・立教大学教授は、被害が切り捨てられ、不可視化されていると指摘しています。(三木利博)

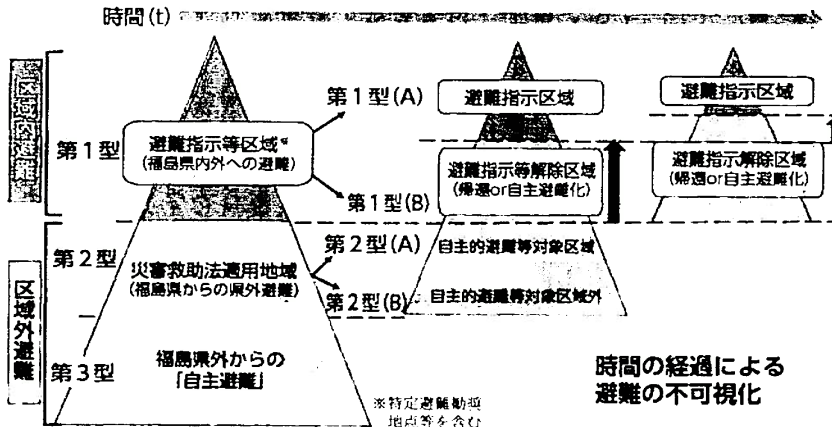
避難指示が解除された区域は、復興段階に移って被害が回復しつつあるというの国や東電の見解です。

「原発事故からの被害があまりに切り捨てられ小さくされていくことに驚いています。避難指示解除が促進される、戻れないとか戻ると状況になり、当初は戻れる環境を整えようと対応されていたのに、戻れないで済むというふうな状況になってきました。被害を繰り返すような避難指示区域も再編・解除が進み、避難指示が出ているのは、特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域(人の立ち入りを制限)だけです。区域外の避難者は「自主避難者」とされ、十分な補償も受けられず、被害を埋めたくまま、見えないままになっています。」

「原発事故からの被害があまりに切り捨てられ小さくされていくことに驚いています。避難指示解除が促進される、戻れないとか戻ると状況になり、当初は戻れる環境を整えようと対応されていたのに、戻れないで済むというふうな状況になってきました。被害を繰り返すような避難指示区域も再編・解除が進み、避難指示が出ているのは、特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域(人の立ち入りを制限)だけです。区域外の避難者は「自主避難者」とされ、十分な補償も受けられず、被害を埋めたくまま、見えないままになっています。」

「切り捨てられた被害とは。」

## 人々から「ふるさと剥奪・損傷」 実感に結び付かない復興事業



被害を受けた者を得た人たちが多くいます。被害は避難生活による精神的な苦痛だけではありません。避難するというのは人生設計を交え、キャリアを犠牲にし親族友人などこれまでの社会関係資本から切り離されていくことです。自分が望んだ土地に住み続けることができなくな

「原発事故は「ふるさと剥奪・損傷」というダメージを与えた

「原発の「安全神話」が「復興神話」に置き換わったといっています。かつての原発下町が復興・廃炉事業の城下町へと組み替えられたかのようです。法体系は異なりますが、公害も原発事故も深刻な環境汚染をもたらします。加害者と被害者の関係があるという点も同じです。公害では、ひとたび大きな事故を起したラッシュや技術はその時点で陳腐化して退場するよう運命づけられてきました。しかし、いま国は原発推進の動きにあります。他方でドイツのように福島原発事故後に脱原発を進めた国があります。環境倫理的に危うい原発から、将来性のある再生可能エネルギーにシフトしました。」

「復興事業が復興実感に結びつかないなか、地域の人たちは、自分たちの復興のカタチを、それぞれに模索してきました。福島県川俣町山木屋は、避難指示が解除されたあと、白い花が咲いたと在来種ソバを作付けしました。みんなが揃って語れる場所をつくること、それは屋を開業する人がいました。いま、そこは地産地消で人が集まる場所になっています。福島原発事故が地域にもたらした被害は不可逆的ですが、それでも前に進んでいるという実感があります。」

「復興事業が復興実感に結びつかないなか、地域の人たちは、自分たちの復興のカタチを、それぞれに模索してきました。福島県川俣町山木屋は、避難指示が解除されたあと、白い花が咲いたと在来種ソバを作付けしました。みんなが揃って語れる場所をつくること、それは屋を開業する人がいました。いま、そこは地産地消で人が集まる場所になっています。福島原発事故が地域にもたらした被害は不可逆的ですが、それでも前に進んでいるという実感があります。」

# 最高裁判事と巨大法律事務所と国



最高裁判事と巨大法律事務所と国、「原子力村」が結びつき、司法の「公平らしさ」を損なっているのではないかと。原発事故被災者の取材とでも、この結びつきを明らかにしてきたジャーナリストの後藤秀典さんに聞きました。(三木利博)

ごとう ひでのり ジャーナリスト  
1964年生まれ。テレビの報道でディレクター・プロデューサーを務める。NHK「消えた原発10年の軌跡」、「分断の果てに「原発事故避難者、は問いかけろ」(貧困ジャーナリズム大賞)など。著書『東京電力の変節—最高裁・司法エリートとの癒着と原発被災者攻撃』(貧困ジャーナリズム大賞)。

「肩すかし判決」  
12022年6月17日、東京福島第一原発の事故を巡って4件の

一喝べるきっかけになつたのは？  
後藤 原発避難者訴訟の原告が裁判で東京電力から攻撃されていることを雑誌に一昨年、連載しました。それを読んだ、高裁判事を長年務め司法行政を取り仕切る最高裁判所事務総局に勤務した経験のある弁護士から、最高裁と巨大法律事務所と東京電力が結びついていると聞いたことからです。最初はぼかんとしました。少なくとも司法の独立性はそれなりに担保されているのではないかと考えていたからです。ところが調べると、50人以上の弁護士を抱える

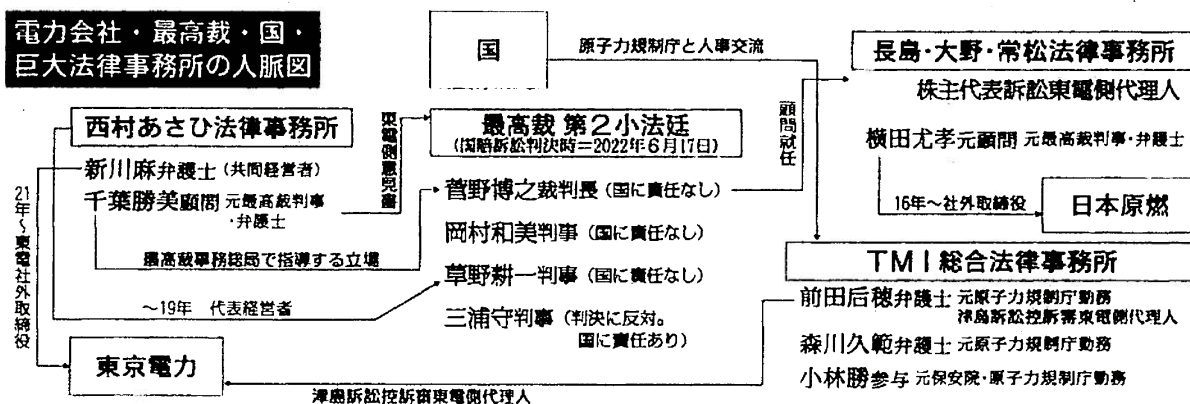
ジャーナリスト 後藤秀典さんに聞く

## 「原子力村」の結びつき

最高裁判事と巨大法律事務所と国、「原子力村」が結びつき、司法の「公平らしさ」を損なっているのではないかと。原発事故被災者の取材とでも、この結びつきを明らかにしてきたジャーナリストの後藤秀典さんに聞きました。(三木利博)

# 東電代理人事務所に天下り

2024.3.11 五社



損害賠償訴訟で国に法的責任はないとする最高裁判決が出ました。後藤さんは、判決を出した4人の判事のうちの菅野博之裁判長が翌7月に定年退職し、8月には巨大法律事務所の顧問に就任したことを明らかにしました。後藤 6・17最高裁判決の内容を端的にいうなら、福島第一原発事故について、想定を超える大きな津波が来たので、たとえ事故前の予測に基づいて国が東電に命令し、東電が防潮堤などを造る対策を取ったとしても、過酷事故の発生を防げなかった。だから国に責任はない、というものです。高裁まで原告と被告が議論をたたかわせ積み上げてきた争点「大津波の予見可能性を示した国の地震予測「長期評価」の信ぴょう性」などの判断を避けた「肩すかし判決」といわれています。その後、この判決がまっとうだと論評したものをほとんどみかけません。

2カ月たたずに判決を担当した最高裁第2小法廷の4人の判事のうちの、裁判長はじめ3人の判事が判決を支持し、検事出身の三浦守判事だけが国に責任があると反対意見を述べました。裁判長だった菅野氏が顧問に就任した長島・大野・常松法律事務所の弁護士は、東電の旧経営陣に賠償を求めた東電株主代表訴訟で東電側の代理人を引き受けています。元裁判官の樋口英明氏は、最高裁は下級審の裁判官に対し「公平らしきあれ」と言う、その意味は「公平であるのは当然であり、その公平性が外からも見えるように注意しなさい」ということだと述べています。6・17判決で一方の被告だった東電をクライアント(依頼人)にする法律事務所は、判決から2カ月もたないうちに顧問になるのは「公平らしき」はみえないのではないかと。国に責任がないという判決を出した岡村和美判事も弁護士になって最初に所属したのが長島・大野・常松法律事務所の前身。菅野耕一判事は判事になるまで、別の巨大法律事務所の前代表経営者を15年務めました。(CNA)

# 「原子力村」の結びつき

ジャーナリスト 後藤秀典さんに聞く

①

「巨大法律事務所と裁判所、原子力関係企業とのつながりはこれにとどまりません。長島・大野・常松法律事務所の元顧問の横田尤孝（ともゆき）氏は元最高裁判事で16年から、青森県六ヶ所村で使用済み核燃料の再処理事業を担う会社の日本原燃の社外取締役です。また西村あさひ法律事務所の現顧問で元最高裁判事の千葉勝美氏が22年、福島原発事故の損害賠償訴訟で東電が上告するにあたって東電の代理人から依頼され最高裁に対して意見書を出しています。

後藤 元最高裁判事が個別の事件に関与するのはタブー視されていたのです。その内容ですが、高裁で争点だった「長期評価」は、多面的な評価が成り立つので、これを信用しないので対策をたて

なかったから事故を防げなかったとはいえない」という、東電の責任だけでなく国の責任も否定する内容です。千葉氏は最高裁判所事務局時代、6・17最高裁判決を出した裁判長の菅野氏を指導する立場にありました。事務局は上下関係がしっかりしています。

加えて、西村あさひ法律事務所の共同経営者の新川麻井護士は東電の社外取締役に就任しています。責任がないとした3人の判事はいずれも東電や国に深い関係が深い巨大法律事務所に関係しています。

## 原子力規制庁も

「驚いたのは、原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁と、原子力関係企業、巨大法律事務所の関係です。」

後藤 東電と国を相手

# 最高裁の活動も見極めを

2024.3.12時点



国に責任がないとした最高裁判決の報告集会で、判決を批判する原告や弁護団の人たち＝2022年6月17日、東京・千代田区

にした「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の一審で国側の指定代理人を務めた前田后穂（みほ）弁護士は、控訴審で今度は東電側の代理人になりました。前田氏は、一審判決が出る1カ月前に原子力規制庁を退任し、巨大法律事務所のTMI総合法律事務所所属。電力会社を規制する側にいた職員が、規制される側の代理人になるのは問題がないかと思えます。

調べるよ、この法律事務所に2015年入所した森川久範弁護士は17年に原子力規制庁に移り、20年に再びTMI総合法律事務所に戻っています。この2人は大飯原発の差し止め訴訟などで国側の代理人を務めました。

また小林勝氏は、原子

力規制庁の安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）などを歴任し、22年に規制庁参与をやめたとたん、この法律事務所に参加になりました。小林氏は事務所のホームページに「このような経験を得るような提案につなげられるよう努力させていただきます」と書いています。この法律事務所は各地の原発避難者訴訟で東電側の代理人を務めています。原子力規制委員会設置法付則には、規制の独立性を確保する観点から「職務の執行の公正さに対する国民の疑惑又は不信を招くような再就職を規制することとする」とあります。これに当たるのではないかと。

裁判官も世論を気にしています。一人ひとりの最高裁判事の姿勢や経歴、退職してどこに所属するのか、国民が関心を持つ必要があると思います。最高裁の活動を見極めないといけない時代になっていくかもしれないですね。（おわり）

## お墨付きの影響

6・17最高裁判決は、昨年成立した政府の原発推進5法（GXエネルギー・脱炭素電源法）を含め、原発回帰政策にお

墨付きを与えました。そして全国の避難者の損害賠償訴訟に大きな影響を与えています。最高裁判決前の高裁判決で国の責任があるとしたのは3件、責任がないとした判決が1件で「国に責任あり」が多数派でした。ところが最高裁判決を契機に昨年から今年にかけて国を相手にした六つの高裁判決はすべて国に責任がないと変わってきている。去年12月の千葉第2陣訴訟の判決は、最高裁判決の内容を一言一句変わらず引用しており、「一思考停止している」と批判されました。公正な審議を尽くす最高裁に変えていくことが最大の課題になっていると思えます。

教育現場におけるALPS処理水の理解醸成に向けた取組の  
更なる強化を求める意見書

東京電力は、昨年8月、国の決定により東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な運営に向けて、敷地内に保管されているALPS処理水の海洋放出を開始した。我が国における海洋放出は、国際原子力機関（IAEA）の評価において「人及び環境に対し無視できるほどの放射線影響」とされており、多くの国々も我が国の計画に理解を表明している。今年1月30日に公表された昨年8月の海洋放出後初めてとなる調査報告書においても、「関連する国際安全基準の要求事項と合致しないいかなる点も確認されなかった」ことが明記されている。

国は、科学的な根拠に基づいた正確な情報を国内外の多くの方々へ向けて発信し理解醸成に努めているところであるが、とりわけ、子どもに対する出前授業や放射線副読本の活用促進を始め、放射線理解醸成に向けた教育を行うことで、風評が生じにくい社会の構築を目指している。

そのような状況の中で、今年1月下旬に開催された教職員団体の全国集会において、処理水を「汚染水」と表現した教材を使用した授業の実践例が報告されたとの報道がなされた。この事案は、科学的根拠もないまま、処理水を「核汚染水」と称して虚偽の情報世界へ発信している中国と同様であると言わざるを得ず、またそれ以上に、純粋な子どもたちに学びを教える現場での事案であることから、看過できない問題である。教育現場においても、科学的な根拠に基づいた正確な情報による適切な教育が行われるべきである。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 処理水の海洋放出は長期にわたることから、全国の教育委員会に対し、放射線副読本はもとより、処理水について分かりやすい適切な資料等の活用について、改めて強く求めていくこと。
- 2 出前授業の拡大や教員に対する研修を通じ、放射線副読本の活用をより促進していくとともに、1人1台端末等を活用した放射線副読本の活用事例の全国展開に向けた取組を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
復興大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣

宛て

福島県議会議長 西山尚利

○県議会自民党意見書案のポイント

<p>自民党意見書</p>	<p>杉内 (福島県立高教組執行委員) の見解</p>
<p>・海洋放出計画の安全性は、IAEA など<u>多くの国が理解</u>を示している。</p>	<p>「関係者の理解を得て」という約束を一方的に反故にして放出を決めた。理解を得るべきは漁民であり、県内自治体・隣県・近隣諸国などであり、この意見書は、県民感情に寄り添う意見書になっていない。</p>
<p>・国は、<u>科学的な根拠に基づいた正確な情報</u>を発信し、とりわけ<u>子どもに対して理解醸成</u>に努めている。</p> <p>* 福島県原子力広報協会、『アトムふくしま』…県と自治体で出資、県が監修</p>	<p>かつて、「原発事故が起きる可能性」を主張するのは非科学的と断じて、公費を使って宣伝し、児童・生徒に作文作成、評語作りなどで精神を動員し刷り込み、安全神話を作り上げた。</p> <p>政治的に議論のある見解で、時の政府見解だけを一方的に提示し、子どもの理解醸成に努めよと教育委員会に迫るのは、教育基本法が禁ずる教育への政治介入だ。また、社会にある多様な見解を学ぶ「総合」や「探究」の趣旨にも反する。</p>
<p>・教職員組合が<u>科学的根拠に基づかない汚染水という表現</u>で授業を行った。これは中国と同じだ。</p>	<p>ALPS 処理をしたからと言って、通常の前処理からの処理水とは異なるので、放出を続けるとしても、今後とも慎重な対応が求められる。</p>
<p>・<u>科学的な根拠に基づいた正確な情報</u>のもとに適切な教育が行われるべき</p>	<p>福島の前処理事故の教訓は、政府によって「科学的に」安全という言葉で言われてきたことのもろさ。科学だけでは解決のできない地域や生業に対する住民の思いの深さ。</p>
<p>・ 1 (政府の方から) 全国の教委に、処理水についてわかりやすい<u>適切な資料等の活用</u>について、<u>改めて強く求めてほしい</u>。</p> <p>・ 2 <u>出前授業の拡大や教員に対する研修</u>を通しながら、放射線副読本の活用を継続して行くことと、放射線副読本の活用事例の全国展開に向けた取り組みの強化を求める</p>	<p>教育現場での活動が風評を助長したり、経済に深刻な打撃を与えたりしていることの証拠も示さずに、ことさら一部の授業実践を偏りと決めつけた(産経)新聞を根拠に、意見書採択をするのは、教育内容に対する攻撃的介入、教員を委縮させることを目的としていると言わざるを得ない。</p>

以下は資料

○経産省資料 NHK 資料

・ IAEA など多くの国が理解を示している。今年 1/30 の IAEA 調査報告書でも、全体的な内容としては、タスクフォースにより、関連する国際安全基準の要求事項と合致しないいかなる点も確認されなかったことが明記されている。(経産省発表)

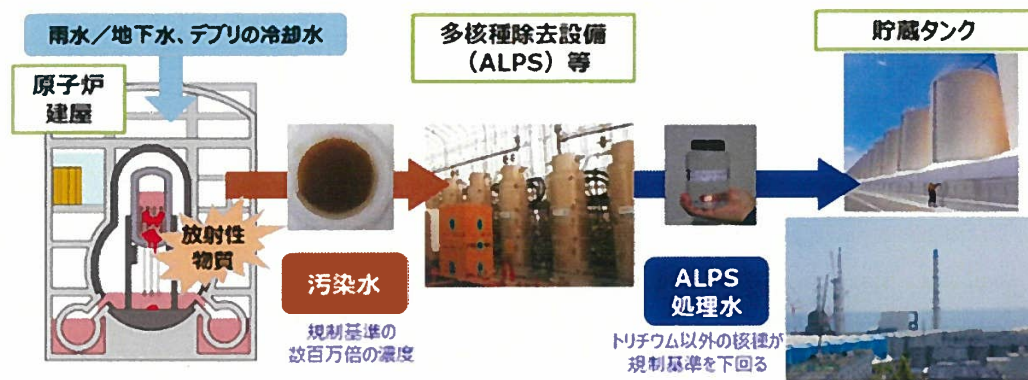
\*タスクフォース＝緊急性の高い特定の課題を達成するため、一時的に設置される組織 (?…タスクフォースは、福島第一原発の全体的な廃炉措置の一環として、ALPS 処理水の

放出における防護の最適化を今後更に進める必要があるという IAEA の包括報告書の所見を改めて強調した。しかしながら、タスクフォースは、放出が初期段階にあり、この問題で進展を得るにはさらなる時間と運転経験が必要であることを十分に認識した。関連区域及び通常運転時の職業放射線防護対策の持続可能性のためには、定期的な ALPS 処理水放出施設の評価が不可欠であり、現在実施されているとおり、継続すべきであることを再強調した。NHK…東京電力と日本政府が報告するモニタリングのデータについては、正確性と信頼性を担保する IAEA の裏付け調査が重要だと指摘しています。

○汚染水・処理水（経産省の呼び方）

**「ALPS（アルプス）処理水」と「汚染水」は違うものです**

- 「ALPS処理水」とは、事故で発生した放射性物質を含む汚染水を浄化処理し、除去できないトリチウム以外について、海洋放出の規制基準を下回る状態にしたもの。
- 敷地内のタンクの数<sup>は</sup>1,000基を超え、土地がひっ迫。廃炉を進めるために必要な土地の確保に支障が生じかねない状況。福島復興に向けてALPS処理水の処分は避けて通れない課題。



○産経新聞 <主張> 「汚染水」授業 日教組は偏向指導やめよ 2024/1/29

日教組の教研集会で、東京電力福島第1原発から放出される処理水を「汚染水」と記した教材を使い、政府批判を煽（あお）るような授業が報告された。

「汚染水」は実態を無視した誤った用語だ。中国などが日本を批判するためにも用いている。政治的主張を教室に持ち込み、子供たちにおかしなことを教えないでほしい。（政治的主張を持ち込もうとしているのは自民党や産経新聞です！）

教研集会は組合教員らの日ごろの授業などの取り組みを報告するもので、札幌市で26日から3日間の日程で開かれた。神奈川県の中教員が発表した社会科の実践報告によると、原発事故後の政府対応について「福島県漁連の反対する汚染水の放出を強行」などと批判したプリントを配布し、生徒に原発問題を考えさせていた。

また、処理水放出を巡り日本産水産物を輸入禁止とした中国への批判が生徒から上がると、教員は「放出に一番反対していたのは誰だったのだろう」と問い、「政府が福島県漁連との約束を破って放出を強行したことが（生徒に）理解できた」などとレポートに書いている。これでは指導ではなく、誘導だ。教員は、さまざまな視点で原発問題を取り上げたとして

いるが、授業後に政府方針への賛否を生徒に問うと、反対が賛成より約3倍も多く、明らかに偏りがみられた。「首相退任してほしい。責任をとれ！」という過激な意見もあったという。(結果に偏りが出るのは普通ではありませんか。)

日教組の教員による偏向的な指導は過去にもしばしば問題になっている。昨年の教研集会でも、政府が世界文化遺産登録を目指す「佐渡島の金山」(新潟県)を巡り、朝鮮半島出身者を強制労働に従事させたとの認識を一面的に訴える指導の実践例が報告された。

○大切な海に原発処理水…この地しかない漁師たちの反対と「あがき」朝日デジタル野崎会長「大切な海を汚されることに、変わりはないからです。数値を示されて『安全です』と言われても、それで消費者が『安心』するとは限らない。」

・東京新聞 2021年4月8日…「政府は押し切るのか」原発汚染処理水の海洋放出に福島の漁業関係者が憤慨

### ○参議院への請願 **理解と合意なき汚染水の海洋放出の中止に関する請願(2023年通常国会)**

政府は、福島第一原発事故により発生したタンク貯蔵汚染水をALPS処理水として海洋放出しようとしている。事故から十二年が経ったが、政府による原子力緊急事態宣言はいまだ解除されていない。福島第一原子力発電所一～四号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップでは三十～四十年で廃炉としてきたが、二〇二一年実施予定の燃料デブリ取り出しも延期されて見通しが立たず、廃止措置の完了形態も法的に定められていない。にもかかわらず、政府は復興と廃炉の両立という美名の下、廃炉を計画的に進める必要やデブリ取り出しなどに大きなスペースが必要であるとして、二〇二一年四月に汚染水の海洋放出処分を決定し、今年一月には、ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、「海洋放出設備工事の完了、工事後の原子力規制委員会による使用前検査、IAEAの包括的報告書等を経て、具体的な放出の時期は、本年春から夏頃と見込んでいる」と放出ありきの強硬姿勢を続けている。これは、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないという政府と東京電力による福島県漁連や全漁連に対する二〇一五年の文書約束をほごにするものである。政府は、漁業者を始め福島県内農林水産業・消費者の協同組合による共同声明や福島県内自治体議会の海洋放出反対・慎重の意見書、宮城県など周辺自治体の反対意見など国内の声を無視し、アジアの近隣諸国を始めオーストラリアなどが加盟する太平洋諸島フォーラムや全米海洋研究所協会などからの安全性への懸念など、世界の声を軽視している。約百三十二万トンを超えるタンク貯蔵汚染水を年間二十二兆ベクレルを上限に三十年を超えて放出する計画について、トリチウムや炭素14を含めた核種を告示濃度限度以下にして流すものであるが、海水で薄めても放射性核種の総量は同じである。放出水に含まれる全ての放射性核種の定量確認もないまま多量の放射性核種を福島の海へ流せば、太平洋に広がり海洋環境が汚染されてしまう。東京電力は、海底土や海浜砂、生物への吸着・濃縮は一年以内で平衡になると放出による放射能の蓄積とフィードバックを過小評価しており、政府は不十分な放射線影響評価を東京電力に見直させるべきである。また、被害の発生を前提にした風評対策は廃炉を優先して復興を犠牲にするもので、多くの福島県民が不信感を抱いている。関係者の理解なしにはいかなる処

分も行わないという約束を守ることが、福島第一原発事故対策を進める政府の責任であり、このまま強引に放出を強行すれば将来に大きな禍根を残す。ふるさとの海、日本の海、世界の海を放射能でこれ以上汚してはならない。国民の安全と安心を確保するため、理解と合意なき汚染水の海洋放出は中止するよう強く求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、海洋放出について、福島第一原発事故及び汚染水発生の原点に立ち返り、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とする福島県漁連などとの文書約束を守り、理解と合意のないまま汚染水の海洋放出は行わないよう政府に求めること。

二、情報公開と放射線影響評価の見直しについて、政府は東京電力に対し、**放出する全放射性核種の濃度、総量などの全情報を公開**し、海底土や海浜砂、生物への吸着・濃縮による放射能の蓄積とフィードバックを**再評価**して、原子力規制委員会に改めて補正書を提出するように求めること。

三、**汚染水対策**について、地下水の止水、大型タンク長期保管案やモルタル固化保管案などの検討、トリチウム分離技術の実用化など、汚染水についての抜本対策を早急に確立するよう政府に求めること。

四、説明・公聴会について、福島県内を始め全国で本件の説明・公聴会を東京電力とともに開催し、汚染水対策について**国民的議論を行う**よう政府に求めること。

○**日弁連**「福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水等の処理 について海洋への放出に反対する意見書」2022年1月

国は、2021年4月13日に汚染水に関する呼称を見直し、それまではALPS（多核種除去装置）等の浄化装置によってトリチウム以外の放射性物質を取り除く処理を行った汚染水を「ALPS処理水」と呼んでいたが、そのうち、トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水のみを「ALPS処理水」と呼称することとした。ALPSで処理したものの規制基準を満たしていない水については、国は呼称を定めていないが、**東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は「処理途上水」と表記している（2021年4月27日見直し）**。本意見書では、国及び東京電力の呼称を前提とすることとし、また、「ALPS処理水」と「処理途上水」を合わせて「処理水」、**ALPS処理以前の汚染水と「処理水」を合わせて「汚染水等」と呼ぶこととする**。

・処理水中に含まれる放射性物質…トリチウム以外の放射性物質については、ALPSで除去できるのは62核種のみであり、汚染水に含まれるすべての放射性物質を取り除けるわけではなく、除去可能な62核種についても完全に除去できるものでもない。そのため希釈したとしても、環境中で生体濃縮等による悪影響がないとは言い切れない。

この点、通常の原子力発電所から海洋放出されているトリチウムを含む水は、福島第一原発とは異なり、炉心に触れた水ではなく、トリチウム以外の放射性物質は含まれていないのであり、規制基準以下とはいえ、トリチウム以外の放射性物質が完全には除去されていない福島第一原発における処理水は、通常の原子力発電所の場合とは根本的に異なるものである。今回、海洋放出されようとしている処理水に含まれるトリチウム以外の放射性物質の総量は、公表すらされておらず、その安全性には大きな疑問がある。したがって、環境、健康や生物に影響を及ぼす可能性を否定できないことからすれば、予防原則に従い、



海洋放出はすべきではない。また、トリチウムについても、国は、自然界や人の体内に存在している放射性物質と比較しても健康への影響は低いとしているが、健康に影響がないと証明されているわけではない。生体内に水（トリチウム水）の形で取り込まれたトリチウムは、その一部が同位体である生体内有機成分中の水素と交換し同化・固定され、有機物として存在することが知られており水素とトリチウムが置き換わったものが細胞に取り込まれた場合、食物連鎖の中で濃縮が生じ得ること、また、DNAを構成する水素とトリチウムが置き換わった場合には、トリチウムが崩壊するときに放つ放射線によりDNA等が破損する可能性があることが指摘されている。

#### ○ナヴィン・シン・カドカ環境担当編集委員、BBC ワールドサービス

【解説】 福島第一原発の処理水放出、その背景の科学は2023年8月27日  
東日本大震災によって福島第一原子力発電所でメルトダウンが起きてから12年後、日本ではこの原子炉の冷却に使われた、放射性物質を含む処理水を太平洋に放出し始めた。日本国内や韓国で抗議運動が続く中で決行だった。放出を受け、中国は日本産水産物の全面禁輸を発表した。

国際原子力機関（IAEA）は、処理水が人間や環境に与える影響は「無視できる程度」だとしている。

しかし、安全なのだろうか？

2011年の地震とそれによって起きた津波で、原発は破壊された。冷却システムが壊れ、炉心がオーバーヒートし、施設内の水は高濃度の放射性物質で汚染された。

東京電力は震災以来、この原発の燃料棒を冷却するため、水をくみ上げ続けている。そのため同原発では毎日、汚染水が発生しており、これまでに1000基以上のタンクが満杯になっている。日本は、安全な廃炉作業のために新設備を建設するため、これまでタンクが置かれてきた土地が必要だと説明している。また、自然災害によってタンクが破損する可能性を懸念している。日本はIAEAの承認を受け、この水を徐々に太平洋に放出している。第1回の放出は8月24日に行われた。全体ではこの作業は少なくとも30年かかるという。もし日本が廃水を海に流す前に放射性物質をすべて除去できていれば、これほど物議を醸すことはなかっただろう。

一連の問題は、トリチウムと呼ばれる水素の放射性同位体が、原因となっている。トリチウムを水から除去する技術が存在しないため、東電は代わりに水を希釈している。

圧倒的に大多数の専門家は、放出は安全だと説明している。しかしその影響について、全ての科学者が同意しているわけではない。トリチウムはあらゆる場所で観測できる。濃度が低ければ影響も最小限だと、多くの科学者が言う。しかし、海底や海洋生物、人間に与える影響に関する研究がもっと必要だという批判もある。

IAEAは今年7月、福島第一原発の構内に現地事務所を開いた。そのIAEAは、「独立した現場分析」の結果、放出された水のトリチウム濃度は「運用上の基準となる1リットル当たり1500ベクレル未満を大きく下回る」と発表した。

この基準値は、世界保健機関（WHO）が飲料水における上限としている1リットル当たり1万ベクレルの6分の1に相当する。東電は25日、放出当日に採取した海水のトリチウム濃度が1リットルあたり1500ベクレル未満だったと発表した。環境省も25日に11カ所で海水サンプルを採取しており、27日にも分析結果を発表するとしている。

英ポーツマス大学のジェイムズ・スミス教授（環境・地質学）は、排水は貯留時に処理プ

ロセスを経ている上、さらに希釈されているため、「理論上は飲めるものだ」と話した。フランスで放射能レベルを測定する研究所を運営する物理学者のデイヴィッド・ベイリー氏も同じ意見で、「重要なのはトリチウムの濃度だ」と話した。「この程度の濃度でならば、例えば魚の個体数が極端に減少するなどしない限り、海洋生物に問題はない」。

しかし、海洋放出の影響は予測できないと指摘する科学者もいる。

米ジョージ・ワシントン大学のエネルギー・環境関連法の専門家、エミリー・ハモンド教授は、「放射性核種（トリチウムなど）が難しいのは、科学が完全に答えることができない問題を提示するからだ。つまり、非常に低いレベルでの被曝（ひばく）において、何が『安全』と言えるのかという問題だ」と述べた。

「私たちは、たとえ基準が守られたからといって、その決定に起因する環境や人体への影響が『ゼロ』になるわけではないと、それを認めつつも、IAEAの活動を大いに信頼することができる」

全米海洋研究所協会は2022年12月、日本のデータに納得していないとの声明を出した。米ハワイ大学の海洋学者ロバート・リッチモンド氏はBBCの取材に対し、「放射性物質や生態系に関する影響評価が不十分で、日本は水や堆積物、生物に入り込むものを検出できないのではないかと、とても懸念している。もし検出しても、それを除去することはできない。（中略）精霊ジニーをランプに戻すことはできないのだ」と述べた。

環境保護団体グリーンピースはさらに踏み込み、米サウスカロライナ大学の科学者が2023年4月に発表した論文に言及した。

グリーンピース東アジアの原子力専門家ショーン・バーニー氏は、植物や動物がトリチウムを摂取すると、「生殖能力の低下」や「DNAを含む細胞構造の損傷」など、「直接的な悪影響」を及ぼす可能性がある」と述べた。

中国は今回の海洋放出を受け、日本の水産物の全面禁輸を発表した。これは政治的な動きではないかと考えるコメンテーターもいる。専門家によれば、放出される放射性物質はごくわずかなため、魚介類に関する懸念を裏付ける科学的根拠はないという。

しかし、太平洋に毎日接している多くの人が懸念を抱えている。

「ヘニョ」と呼ばれる、韓国の伝統的な海女（あま）の女性たちは、BBCにその不安を語った。

濟州島で6年にわたりヘニョをしているキム・ウナさんは、「今では、海に潜るのは安全ではない気がする」と話す。「私たちは全身を海に沈めているので、自分を海の一部だと考えている」。

専門家らは、処理水は海流、特に黒潮によって運ばれていくと考えている。

漁業者はBBCに対し、自分たちの評判が永久に傷つけられることを恐れていると話し、仕事への心配を口にしている。

太平洋諸島フォーラム（PIF）議長を務めるクック諸島のマーク・ブラウン首相は22日に声明を発表し、IAEAと同様、日本の計画は「国際的な安全基準を満たしている」と信じていると表明し。

その上でブラウン首相は、この「複雑な」問題について太平洋地域のすべての国が同じ意見を持たないかもしれないものの、「科学の知見を判断する」よう各国に促した。

○「福島県原子力広報協会」の解散 2012年2月17日朝日デジタル

原子力の普及や安全性のPRを目的とした財団法人「福島県原子力広報協会」の解散が決まった。県と県内11市町村で構成する理事会で16日に合意した。理事長の渡辺利綱・大熊町長は「東京電力福島第一原発事故で多くの人が避難を強いられている中、安全性を呼びかける活動に理解が得られないと判断した」と説明した。

協会は県と市町村が2千万円を出資し、1981年に設立。福島第一原発から約5キロの大熊町内の県原子力センターに事務所を置いていたが、事故で警戒区域となり、休眠状態だった。

理事会で渡辺町長は「存続の有無を早急に協議したい」と提案。県は「現状では協会の目的を達成する活動ができない」と説明し、解散が決まった。近く解散の登記をすませ、出資金を自治体に返還する。今後は県が原発事故対応に関する広報活動を直接行う。

協会は、県と市町村からの委託金で活動し、2010年度の事業費は約1億円。広報誌「アトムふくしま」の発行や講演会などを行ってきた。毎年10月26日の「原子力の日」には記念行事を開いてきた。

原子力関連の広報活動は、国からの広報・安全対策等交付金をもとに各自治体が直接実施するほか、新潟、福井、石川、愛媛各県などが福島県と同様、それぞれの財団法人に業務を委託している。資源エネルギー庁によると、国からの交付額は、10年度が15道県に10億5千万円だったが、12年度の予算要求額は14億7千万円へ増加している。

原発事故を受け、原発が立地する道県の中には、広報の対象を原発周辺の住民から県などの全域へ拡大することを検討しているところもある。予算額増はこうした動きが影響しているとみられる。(木原貴之)

○福島県 監修. アトムふくしま 福島県原子力広報協会

○令和4年度広報・調査等交付金を活用した福島県の事業概要 3900万円

○1992年、原子力安全委員会が、日本では過酷事故は起こり得ないとの決定文書「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」を出しました。この中で、①わが国の原子炉施設の安全性は、現行の安全規制のもとに設計、建設、運転の各段階において、異常の発生防止。②二人以上の拡大防止と事故への発展の防止、および③放射性物質の異常の防止という、いわゆる多重防護の思想に基づき、厳格な安全確保対策を行うことによって充分確保されている。これらの諸対策によって、工学的には現実には起こるとは、考えられないほど発生の可能性は充分小さいものとなっており、原子炉施設のリスクは充分低くなっていると判断される。

○2002年29件の事故隠しや虚偽報告が発覚した。規制機関の審査が本来の役割を果たしていないことが大問題となりました。国の原子力安全保安院が見抜けなかった。

教育への介入は許されない。文科省による学習指導要領によって編成されている。

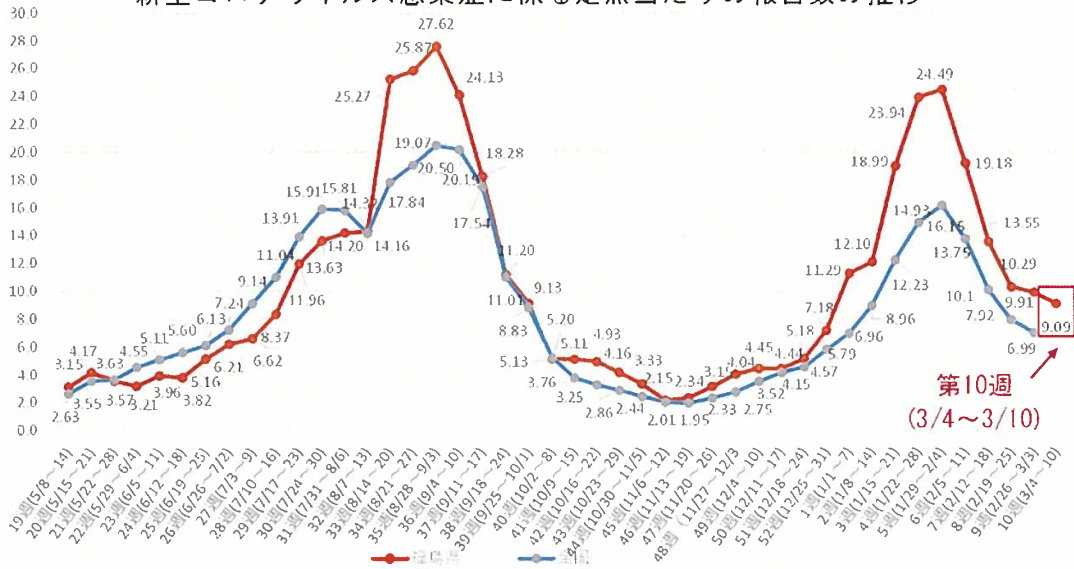
介入は一方的な言説を普及させることになりかねない。

1990年。日本原子力文化振興財団主催。原子力の日記念論文。高校生の部に福島女子高校二年生の「今エネルギー原子力について考える」が日本一、最優秀賞を受賞している。原発反対論、運動、出版を科学的理性に欠けている、科学的客観性に欠けていると論じている。安全神話を布教し、踊らされた教師の責任は大きい。(双葉郡の中学生の作文も有名)

\*1990年11月21日、福島民報。日本原子力文化振興財団主催の原子力の日記念作文の高校生の部。最優秀賞。「反対運動を展開している人々が何を主張しているのかを。見てみると。①原発はチェルノブイリのような大惨事を起こす可能性がある。②国や電力会社はこうした事実を隠している。こうした運動が科学的論理性に欠けていながら、大変わかりやすい説明やイラスト入りで構成されたチラシや、単行本になって多くの人にその危険性を強くアピールされている。日本の若者がこのようなフィーリングで原発に反対するようになった。(と書かれている)

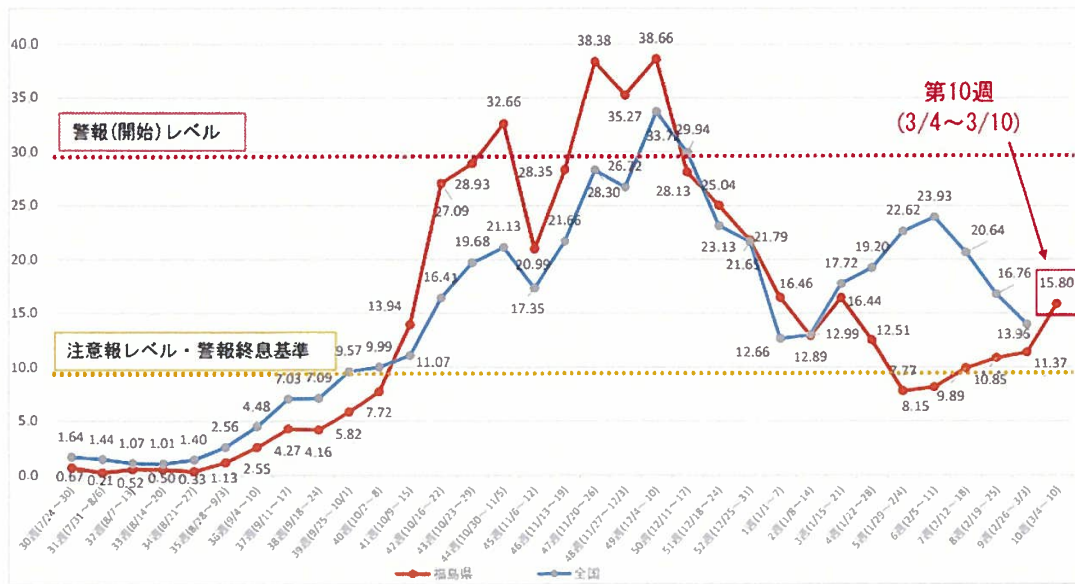
・採択、実行されれば、放出決定に至った過程が捨象される恐れがある。福島県民の理解や同意に沿ったものとは言えない。

### 新型コロナウイルス感染症に係る定点当たりの報告数の推移



第10週  
(3/4~3/10)

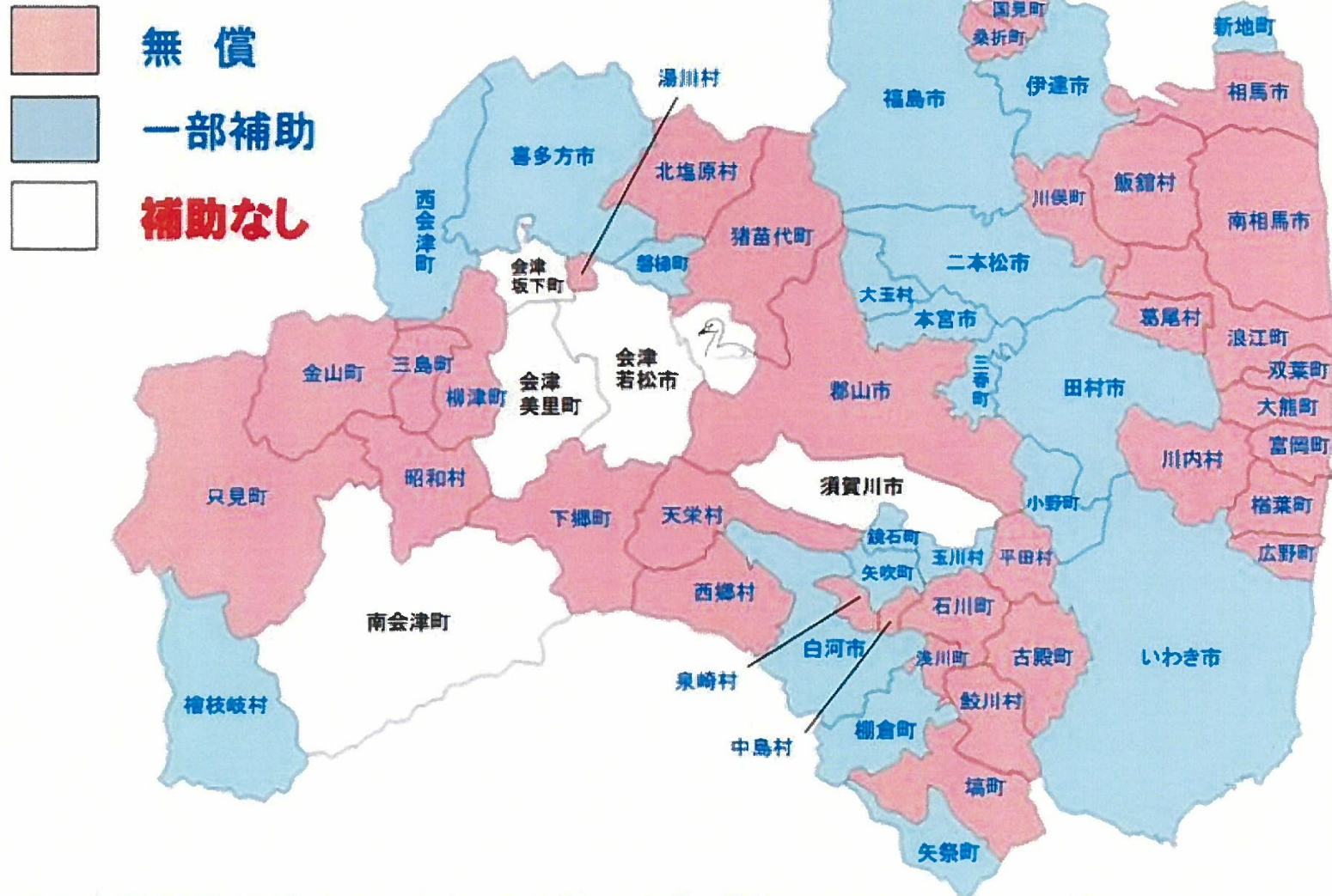
### インフルエンザに係る定点当たりの報告数の推移



第10週  
(3/4~3/10)

県内の定点医療機関数 82カ所

# 福島県内 学校給食費無償化等の状況



福島県学校給食費の無償化を求める会 2024年3月13日現在 ※2024年度から実施予定含む

【学校給食費無償化等の実施状況】 2024年3月13日現在

無償:34市町村 一部補助:20市町村

※59市町村のうち54市町村で無償または一部補助(91.5%)

無償	1.相馬市 2.金山町 3.下郷町 4.古殿町 5.泉崎村 6.塙町 7.柳津町 8.三島町 9.広野町 10.只見町 11.北塩原村 12.国見町 13.川内村 14.富岡町 15.葛尾村 16.楡葉町 17.大熊町 18.双葉町 19.浪江町 20.飯館村 21.川俣町 22.南相馬市 23.中島村 24.桑折町 25.石川町 26.浅川町 27.平田村 28.西郷村 29.郡山市 30.鮫川村 31.猪苗代町★ 32.天栄村☆ 33.湯川村☆ 34.昭和村☆		
5割超補助	1	檜枝岐村	9割補助
	2	矢祭町☆	小学180円、中学170円補助 (1食:小280円の64%、中320円の53%)
半額補助	1.喜多方市 2.矢吹町 3.本宮市 4.玉川村 5.大玉村		
一部補助	1	棚倉町	2割補助
	2	福島市	1食130円補助 (センター1食:小330円の39%、中380円の34%)
	3	田村市	小中在校2人目以降無償
	4	白河市	18歳以下の3人目以降無償
	5	小野町	小中在校2人目以降無償
	6	二本松市	1割補助
	7	いわき市	18歳までの3人目以降無償
	8	鏡石町	町立学校在学第2子以降半額補助
	9	伊達市★	中学生のみ半額補助
	10	三春町★	小中在校2人目以降無償
食材費補助	1.新地町 2.西会津町 3.磐梯町		

会津坂下町(物価高による増額分補助) 会津若松市(2023年度3学期分給食費相当現金給付)

★2024年度から新規実施予定 ☆2024年度から拡充予定(情報お寄せください)

福島県学校給食費の無償化を求める会